総社市告示第15号

総社市障がい者(児)日中一時支援事業実施要綱(平成18年総社市告示第84号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条,項及び号の表示に下線が引かれた条,項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項とし、移動条項等に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条号」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示,追加項並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
(委託) 第3条 市は、事業を適当と認める施設等に委託するものとする。 (対象者) 第4条 略	(委託) 第3条 市は、 <u>この</u> 事業を適当と認める施設等に委託するものとする。 (対象者) 第4条 略
2 事業を利用する際における対象者の区分は、次のとおりとする。 (1) 人工呼吸器による呼吸管理、熔痰吸引その他の医療行為を受けること	カ 4 木 『
が必要不可欠である障がい者(児) A (2) 身体障害者手帳,療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を	
受けている障がい者(児)又は児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表中第1若しくは第3に規定する個別サポー	
ト加算(I) に該当する障がい児であって, 前号に該当しないもの B (3) 前2号に該当しない障がい者(児) C	
(申請及び決定)	(申請及び決定)

改 正 後

- 第5条 事業を利用しようとする者(障がい児にあっては、保護者<u>。以下この条において「申請者」という。</u>)は、障がい者(児)日中一時支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請<u>があったときは、その内容を審査し</u>、適当と認める ときは<u>、</u>障がい者(児)日中一時支援事業利用決定通知書により、<u>当該申</u> 請者(以下「事業決定者」という。)に通知するものとする。
- 3 市長は、事業決定者の事業の支給量等を決定するものとし、前項の規定 による通知を行う際に、併せて通知するものとする。この場合において、 当該支給量等は、申請者の意向及び対象者の心身の状況等を勘案の上、決 定するものとする。
- 4 申請者は、第2項により決定通知を受けたときは、市が事業を委託した 施設等へ事業の利用を依頼するものとする。
- 5 市長は、第2項の審査において、事業の利用が不適当と認めるときは、 障がい者(児)日中一時支援事業利用却下通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(費用)

第6条 事業に要する<u>費用額</u>は、<u>別表に定める額</u>とする。ただし、入浴の提供を行ったときは1日につき400円を、送迎の提供を行ったときは片道につき540円を加算する<u>ものとする</u>。

- 2 事業を利用する者は、前項に掲げる<u>費用額</u>の1割相当額を負担しなければならない。
- 3 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている世帯に属する者及び生活困窮等,市長が特別の事情があると認めた者が前項に規定する負担額の免除を申し出た場合は、申出のあった日の翌月から当該免除

改 正 前

- 第5条 事業を利用しようとする者(障がい児にあっては、保護者)は、障がい者(児)日中一時支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請<u>に基づき、利用の可否を決定し</u>、適当と認めるとき は障がい者(児)日中一時支援事業利用決定通知書により、<u>不適当と認め</u> るときは障がい者(児)日中一時支援事業利用却下通知書により、申請者 に通知するものとする。
- <u>3</u> 申請者は、<u>前項</u>により決定通知を受けたときは、市が事業を委託した施設等へ事業の利用を依頼するものとする。

(サービスの支給量等の決定)

第6条 支給量等は、市長が対象者等の意向及び心身の状況等を勘案して決定するものとする。

(費用)

- 第7条 <u>この</u>事業に要する<u>経費</u>は,<u>次のとおり</u>とする。ただし,入浴の提供を行ったときは1日につき 400円を,送迎の提供を行ったときは片道につき 540円を加算する。
- (1) サービス提供時間が4時間まで 1日につき2,870円
- (2)サービス提供時間が4時間を超え6時間まで1日につき4,790円
- (3) <u>サービス提供時間が6時間を超えるとき</u> <u>1日につき6,230</u> 円
- 2 事業を利用する者は、前項に掲げる費用の1割相当額を負担しなければならない。
- 3 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている世帯に属する者及び生活困窮等市長が特別の事情があると認めた者が前項に規定する負担額の免除を申し出た場合は、申し出のあった日の翌月以降の利用

徬 改 Æ

理由が消滅した日の属する月の末日までの利用に伴う負担額に限り、無料 とすることができる。

- 4 事業を利用する日の属する年度分(当該年度分の市町村民税が確定して いない場合は、前年度分)の市町村民税非課税世帯(世帯の範囲は、障が い者の場合は本人及び配偶者、 障がい児の場合は住民基本台帳に基づく世 帯とする。) に属する日中一時支援を受ける者又は保護者が第2項に規定 する負担額の免除を申し出た場合は、申出のあった日の翌月以降の利用に 伴う負担額を無料とすることができる。
- 5及び6 略

(決定の変更)

- 第7条 事業決定者がその内容を変更しようとするときは、障がい者(児) 日中一時支援事業変更申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める ときは障がい者(児)日中一時支援事業変更決定通知書により、不適当と 認めるときは障がい者(児)日中一時支援事業変更却下通知書により、当 該事業決定者に通知するものとする。

(決定の取消し)

- 第8条 市長は、事業決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、決定 第9条 市長は、事業の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したと を取り消すものとする。
- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 第4条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(その他)

第9条 略

別表(第6条関係)

区分別費用額(1日につき)

三分为資用版(11日10~0)							
区分	A	В	С				
事業提供時間							
2 時間以下	3,600円	1,400円	800 円				
2時間を超え4時間以下	7, 200 円	2,870 円	1,600円				
4時間を超え6時間以下	10,800 円	4,790 円	2,400 円				
6時間を超え8時間以下	14,400 円	6,230 円	3, 200 円				

改 Æ 前

に伴う負担額から当該免除理由が消滅した日の属する月の末日までの負 担額に限り、無料とすることができる。

- 4 当該年度分(当該年度分の市町村民税が確定していない場合は、前年度 分)の市町村民税非課税世帯(世帯の範囲は、障がい者の場合は本人及び 配偶者、隨がい児の場合は住民基本台帳に基づく世帯とする。)に属する 日中一時支援を受ける者又は保護者が第2項に規定する負担額の免除を 申し出た場合は、申し出のあった日の翌月以降の利用に伴う負担額を無料 とすることができる。
- 5及び6 略

(決定の変更)

- 第8条 事業の決定を受けた者がその内容を変更しようとするときは、障が い者(児)日中一時支援事業変更申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請に基づき、変更の可否を決定し、適当と認めるとき は障がい者(児)日中一時支援事業変更決定通知書により、不適当と認め るときは障がい者(児)日中一時支援事業変更却下通知書により、申請者 に通知するものとする。

(決定の取消し)

- きは、決定を取消すものとする。
- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (6) その他市長が不適当と認めたとき。 (その他)

第10条 略

	改	正	後		改 正 前
8時間を超えるとき		16,200円	7,000 円	4,000 円	

附則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。